

○国土交通省告示第千三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年十月二十一日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

- 1 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝地内から気仙沼市本吉町九多丸地内まで）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事
- 2 一般国道45号改築工事（本吉インター関連・宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内）及びこれに伴う一般国道付替工事

第3 起業地

1 第2の1に係る事業

- (1) 収用の部分 宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝、字白山、字田表、字伊里前、字吉野沢、字川内、字中野及び字草木沢地内

宮城県気仙沼市本吉町柳沢、本吉町二十一浜、本吉町菅の沢、本吉町外尾、本吉町蕨野、本吉町泉沢、本吉町南明戸、本吉町新南明戸、本吉町新圃の沢、本吉町新北明戸、本吉町圃の沢、本吉町卯名沢、本吉町中島、本吉町道外、本吉町登米沢、本吉町風越、本吉町津谷長根、本吉町大沢、本吉町幸土、本吉町小金沢、本吉町赤牛、本吉町高、本吉町谷地、本吉町大森、本吉町府中、本吉町猿内、本吉町山谷、本吉町日門、本吉町木戸及び本吉町九多丸地内

- (2) 使用の部分 宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝、字白山、字田表、字伊里前、字吉野沢、字川内、字中野及び字草木沢地内

宮城県気仙沼市本吉町柳沢、本吉町二十一浜、本吉町菅の沢、本吉町外尾、本吉町蕨野、本吉町泉沢、本吉町南明戸、本吉町新南明戸、本吉町新圃の沢、本吉町卯名沢、本吉町中島、本吉町道外、本吉町登米沢、本吉町風越、本吉町津谷長根、本吉町大沢、本吉町幸土、本吉町小金沢、本吉町赤牛、本吉町高、本吉町谷地、本吉町府中、本吉町猿内、本吉町山谷、本吉町日門、本吉町木戸及び本吉町九多丸地内

2 第2の2に係る事業

- (1) 収用の部分 宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内
- (2) 使用の部分 宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

申請に係る事業は、宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝地内の歌津インターチェンジ（仮称）から気仙沼市本吉町九多丸地内の大谷インターチェンジ（仮称）までの延長15.6kmの区間（以下「本件自専道区間」という。）における「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用道路付替工事」（以下「本件自専道事業」という。）である。

本件自専道事業のうち、「一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道）」（以下「自専道本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、自専道本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。自専道本体事業の施行により遮断される普通河川の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。さらに、自専道本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

(2) 第2の2に係る事業

申請に係る事業は、宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内における延長65mの区間（以下「本件一般道路区間」という。）における「一般国道45号改築工事（本吉インター関連・宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内）及びこれに伴う一般国道付替工事」（以下「本件一般道路事業」という。）である。

本件一般道路事業のうち、「一般国道45号改築工事（本吉インター関連・宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内）」（以下「一般道路本体事業」という。）と、一般道路本体事業の施行により遮断される一般国道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件自専道事業及び本件一般道路事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件自専道区間及び本件一般道路区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行す

る十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道45号三陸縦貫自動車道（以下「本路線」という。）は、仙台市を起点とし、石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市等を経由して宮古市に至る延長約248kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市、宮古市等（以下「三陸沿岸地域」という。）は沿岸漁業や養殖漁業が盛んであり、水産物を仙台地域、首都圏等へ出荷していたが、東日本大震災により多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域である。

三陸沿岸地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道45号及び一部供用済みの本路線があるが、本件区間に対応する一般国道45号（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間があるほか、東日本大震災時には道路損壊、浸水等により全面通行止めになるなど、自然災害による通行止めが行われており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークが形成されることで、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により、地域経済の活性化が図られ三陸沿岸地域の早期復興に寄与するとともに、現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年10月及び平成25年11月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるコクガン、オジロワシ、オオワシ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ等が確認されている。カモシカについては、計画路線は生息環境の一部を通過するものの、周辺にも同様の生息

環境が広く残されることなどから生息環境は保全されるものとされているが、本線への侵入が予測されるため、起業者は侵入防止柵を設置することとしている。コクガン、オジロワシ及びオオワシについては、主要な生息環境を改変しないことなどから、イヌワシについては、営巣が確認されておらず、主要な生息環境は計画路線から離れていることなどから、それぞれ影響はないとされている。オオタカについては、営巣が確認されていることなどから、起業者は専門家の指導助言を受け、モニタリング調査を継続し、必要に応じて適切な保全措置を講ずることとしている。ハヤブサについては、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから生息環境は保全されるものとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツルカメバソウ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、起業者は宮城県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件自専道区間におけるルートについては、歌津インターチェンジ（仮称）から本吉インターチェンジ（仮称）までの各インターチェンジ間について、東側案、西側案及びその中間案の3案による検討が行われており、歌津インターチェンジ（仮称）から歌津北インターチェンジ（仮称）までのルートにおいては、中間案（申請案）と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が最も小さいこと、橋梁延長が短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。歌津北インターチェンジ（仮称）から卯名沢インターチェンジ（仮称）までのルートにおいては、西側案（申請案）と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの、軟弱地盤対策区間が最も短く施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。卯名沢インターチェンジ（仮称）から本吉インターチェンジ（仮称）までのルートにおいては、中間案（申請案）と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの移転対象物件数は少なく、土工バランスがよく施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件自専道区間のうち、本吉インターチェンジ（仮称）から大谷インター

チェンジ（仮称）までの事業計画は、平成18年4月21日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本件一般道路区間における事業計画については、一般国道346号及び現道に接続させる案（申請案）、現道に接続させる案並びに一般国道346号に接続させる案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの移転対象物件数は少なく、橋梁の施工が必要ないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

加えて、自専道本体事業及び一般道路本体事業の施行に伴う市道、普通河川、農業用道路及び一般国道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークを早期に整備することにより、物流の効率化等が図られ、三陸沿岸地域の早期復興に寄与するとともに、現道は、これまで自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があると認められる。

また、気仙沼市長を会長とする気仙沼・南三陸地方三陸沿岸道路整備促進協議会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮城県本吉郡南三陸町役場及び
気仙沼市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地

1 第2の1に係る事業

宮城県気仙沼市本吉町新北明戸、本吉町圃の沢、本吉町卯名沢、本吉町中島、本吉町道外、本吉町登米沢、本吉町風越、本吉町津谷長根、本吉町大沢、本吉町幸土、本吉町小金沢、本吉町赤牛、本吉町高、本吉町谷地、本吉町大森、本吉町府中、本吉町猿内、本吉町山谷、本吉町日門、本吉町木戸及び本吉町九多丸地内

2 第2の2に係る事業

宮城県気仙沼市本吉町津谷長根地内